

VIII 技術者基準日額

令和4年3月から適用する調査設計業務等の技術者基準日額、施設機械工事等の労務単価について

〔令和4年2月24日3農振第2502号〕
農村振興局長から各地方農政局長あて

このことについて、別紙のとおり決定し、令和4年3月1日から適用することとしたので通知する。

なお、貴局管内の都府県知事に対しては、貴職から参考までに送付されたい。

[編注] 本趣旨は、農村振興局長から北海道開発局長、沖縄総合事務局長あて参考送付されている。

(別 紙)

1 技術者基準日額（令和4年度）

(1) 設計業務関係

技術者の職種	基準日額(円)	割増対象賃金比 (%)
主任技術者	70,600	60
技師長	66,900	50
主任技師	58,600	55
技師 A	51,200	60
技師 B	41,600	60
技師 C	32,800	60
技術員	29,000	60

(2) 測量業務関係

技術者の職種	基準日額(円)	割増対象賃金比 (%)
測量主任技師	48,000	60
測量技師	42,200	55
測量技師補	32,400	60
測量助手	31,100	60
測量補助員	25,400	65
操縦士	55,300	40
整備士	42,200	55
撮影士	39,300	65
撮影助手	31,800	65
測量船操縦士	31,400	50

(3) 地質、土質調査業務関係

技術者の職種	基準日額(円)	割増対象賃金比 (%)
地質調査技師	50,100	55
主任地質調査員	36,800	55
地質調査員	27,200	55

※「割増対象賃金比」とは、技術者基準日額に占める「基本給相当額+割増の対象となる手当」（割増賃金の基礎となる賃金）の割合である。

※技術者の職種に関する定義等については、国土交通省設計業務等標準積算書（参考資料）に示す内容による。

2 記録映像製作業務の基準日額（令和4年度）

技術者の職種	基準日額(円)	適用
プロデューサー	51,200	(設計)技師A相当
製作主任	32,400	(測量)技師補相当
シナリオライター	48,000	(測量)主任技師相当
演出者	48,000	(測量)主任技師相当
撮影技師	48,000	(測量)主任技師相当
録音技師	42,200	(測量)技師相当
照明技師	42,200	(測量)技師相当
助手	32,400	(測量)技師補相当

※各技術者の職種における割増対象賃金比及び旅費算定の公務員相当級については、適用欄に記載の職種のもを適用する。

3 施設機械工事等の労務単価（令和4年度）・・・ 内容省略

